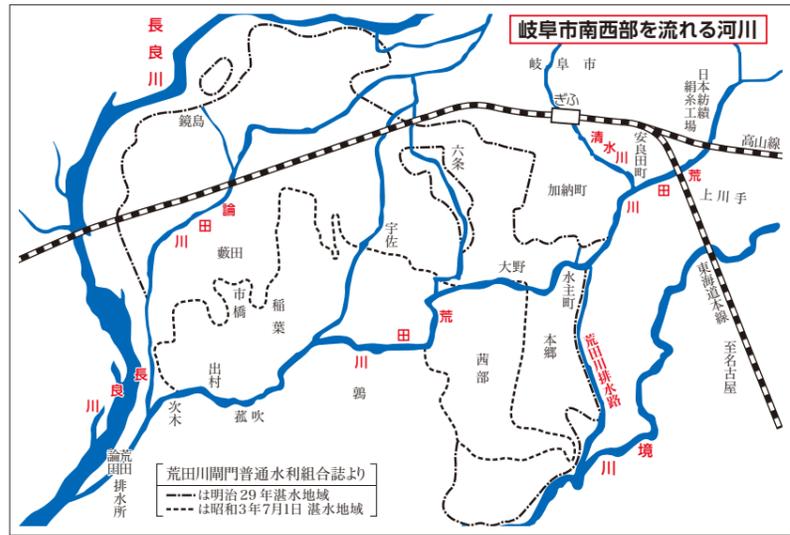


荒田川公害と

新荒田川の開削(2)

岐阜市南西部地域の用排水・湛水の苦悩

○荒田川下流域の人々は、どんな苦悩を持っていたのでしょうか？
○人々や行政は、どのように解決を図ろうとしたのでしょうか？
○「新荒田川」や「新境川」はどのように生まれたのでしょうか？



5. 岐阜市の排水に関する
荒田川開門普通水利組合の
行政訴訟
大正13年(1924)7月、
荒田川下流沿岸の茜部村・
三里村・市橋村三ヶ村を区
域とする稲葉郡荒田川開門
普通水利組合が、岐阜県知
事宛に訴状を出す事件が起
きました。これは、岐阜市
が申請した「徹明小学校西
端より長住町に至る排水路
拡築工事」について、岐阜
県が許可を出したことに抗
議する行政訴訟です。
・荒田川の排水に関する一切
の設備は、原告組合におい
て造ってきた。その設備の
主なものは、高河原の一大
開門。幅3間及び2間の2
聯開門であるが、巨額な工
費を投じて築造してきた。
・この開門は荒田川の最下流

に設置し、荒田川の水量はこの開門
により長良川に放流する設備である。
荒田川に注ぐ岐阜市及び上流地一帯
の悪水も、原告組合の負担に属する
開門によって排出している。従って
岐阜市の悪水は一文半銭の負担もな
く、原告の設備によって排水をする
状態である。
この後、訴訟内容の立証確認や意見
聴取・協議等が行われた上で、昭和2
年(1927)「行政訴訟和解取下げ」
の覚書によって解決が図られました。
1. 係争中ノ工事ハ其儘ニ差置クコト
2. 岐阜市ヨリ組合ヘ金五百円ヲ交
付スルコト
3. 組合ハ速ニ行政訴訟ヲ取下グルコト
4. 将来市ニ於テ荒田川ニ流入スル
水路ノ新設又ハ流入水量ヲ増加シ
若ハ迅速ナラシム等ノ工事ヲ施行
セントスルトキハ昭和二年一月二
十四日岐阜県内務部長ヨリ岐阜市
長ニ対スル照会及同年一月二十五
日付第四十二号岐阜市長ヨリ岐阜
県内務部長ニ対スル回答ノ趣旨ニ
ヨルコト
このように大正期になると、荒田川
下流部の住民は「工場等から流入する
汚水の質だけでなく、悪水・排水量の
問題」「出水時だけでなく日常の排水・
汚水全体の問題」として認識し、具
体的な行動で表現したのです。
6. 荒田川・境川等の排水改良工事
上流から流れ込む汚水・悪水に対
する下流域の人々の抗争や抗議が起
こる中で、荒田川・境川等の排水が抜



現在の新境川の様子(各務原市)

本的に改革される計画が論議される
ようになりました。
岐阜県の土木技師の計画案をもと
に、稲葉郡長や荒田川開門水利組合
を初め地域の代表・役員、岐阜市関
係者も含めた協議が重ねられました。
その結果、「上流改修工事並びに之に
付随して施工すべき事業及び排水の
改良事業」を早期に完成させるため
稲葉郡及び岐阜市関係水利組合及び
に町村代表者が集まり、大正14年(1
925)3月「稲葉郡治水会」を発
足させました。
そして「木曾三川上流改修工事」
においては、長良川本川の改修工事
(古川・古々川締切工事や岐阜特殊堤
工事等)だけでなく、支派川の境川
や荒田川の改修や内水対策の必要性
を確認したのです。
その後、岐阜県の設計書を基に国
との折衝を重ね、「木曾長良両川間用
排水改良事業」の第一期工事が認め
られました。

大正15年(1926)3月には「岐
阜市・稲葉郡用排水普通水利組合」
も設立され、国庫補助の陳情書が内
閣総理・内務・大蔵らの大臣、更に
内務省名古屋土木出張所に提出する
等、その活動はめざましくなってい
きました。

(1) 第一期事業・新境川掘削工事

まず考えられたのは、境川上流域
の排水悪水を早く木曾川に放流し、
境川の水量を減少させようとするも
のでした。そこで、各務原市蘇原大
島(当時は稲葉郡蘇原村)より那加・
中屋に至る延長約5kmの新境川を掘
削する掘削工が必要でした。
経費としては農林省より40万円、
内務省より20万円、県費25万円、地
元負担金25万円の合計110万円で、
「県営工事」として行われました。
しかし、蘇原村・那加村・中屋村
などの土地の買収が困難で、ようや
く昭和3年(1928)3月、工事
に着手し、昭和5年(1930)3月、
完成を見ることができました。



荒田川上部放水路

(2) 第二期事業・荒田川放水路
新境川の完成によって境川の大量
の水が直接木曾川に排出されるので
境川の水量は減りました。そこで、
次に考えられたのが、荒田川の水を
境川へ流出させることでした。
荒田川上部放水路

この放水路は、日野地区や各務原
市那加桐野・岩地地区等の荒田川上
流域に降る雨を境川に放出する放水
路です。延長約1km、幅員4m〜10
mで両岸を石積みにし、調節樋門も
取り付け、昭和6年(1931)に
完成しました。
荒田川中部放水路(新荒田川)

この放水路は、右岸を稲葉郡加納
町船田(岐阜市船田)、左岸を稲葉郡
厚見村下川手(岐阜市下川手)から
茜部神清寺で境川に合流する全長約
3.3km、幅員21m〜29m。
洪水時は茜部調節樋門水位9mまで
を境川に放流し、それ以上の水は従来
通り荒田川を流すようにしました。な
お平時時は樋門を閉じ、従来通り荒田



荒田川中部放水路

また昭和8年(1933)には岐
阜市六条より日置江次木に至る荒田
川下流部の改修が始まりました。上
流部より流入する排水および工場排
水などの疎通・流過を迅速にし多量
の悪水を放出し沿岸の湛水を減少さ
せようとするものでした。
更に荒田川・論田川排水所の新設、
荒田川樋門改築、忠節用水下流部改修



荒田川下流部の浚渫船

「お話・岐阜の歴史サークル」
代表 後藤 征夫
http://book.geocities.jp/
gifukeysiki/rekistop.htm

この文章は、「岐阜県史」「岐阜市史」
「岐阜県治水史」「岐阜市合併五十年
誌・ふるさと三里」などをもとに、
後藤征夫がまとめました。